

いすみ鉄道株式会社国吉駅売店等設置・運営事業企画提案仕様書

1 事業名

いすみ鉄道株式会社国吉駅売店等設置・運営事業

2 適用範囲

本仕様書は、いすみ鉄道株式会社（以下「甲」という。）が募集する「いすみ鉄道株式会社国吉駅売店等設置・運営事業」（以下「事業」という。）の企画提案募集及び契約に関し適用される主要事項を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の大要を示すものであり、業務委託仕様書は、優先交渉権者（以下「乙」という。）決定後、協議の上、甲が決定する。

3 事業目的

売店等設置・運営事業は、いすみ鉄道利用者等の利便性の向上を目的とするものとする。

4 契約期間

契約締結日から3年間とする。ただし、契約期間満了の日の6か月前までに契約延長の申出ができるものとする。

5 業務内容

受託者は、甲の指定する場所において、店舗（物品販売店、飲食店等）を営むものとし、取り扱う商品は、甲が製造する商品及び地元いすみ市の産品を含めるものとする。

（1）営業日

当社と協議により定める日を除き、年中無休を原則とする（協議のうえ決定する）。

（2）営業時間

原則として午前9時から午後5時までとする（協議のうえ決定する）。

営業時間拡充・縮小等の希望がある場合は、提案書の中に記載すること。

6 経費負担等

（1）賃借料は、20,000円/月とする。

（2）受託者は、賃借料のほか、使用料金を甲に支払うものとし、使用料率は、提示書に記載された率（10%を最低とする）とする。

（3）売店等設置・運営にかかる光熱水費等の費用は原則、受託者の負担とする。

ただし、次に掲げる備品については、現在使用可能であり、使用料金については、別途協議の上決定し、受託者が甲に支払うものとする。

【備品一覧】

① 電話回線 ② インターネット回線 ③ 冷暖房設備 ④ 陳列棚

（4）独自に開発した商品に甲の名を入れて販売する場合、当該商品の売上額の10%を甲に支払うものとする。

（5）使用場所の清掃、廃棄物の処分は、受託者が行うものとする。

(6) 営業に必要な営業許可等は受託者負担で取得し、許可証の写し等を甲に提出すること。

(7) 受託者は、営業開始日までに、保証金として10万円を甲に預託するものとする。

7 使用に際しての条件

(1) 宣伝等

使用場所以外での広告表示等はできない。ただし、受託者のホームページへの掲載することは可とする。

(2) 内装等

必要な改装は事業者の負担において行うこと。建築躯体、建築設備に係る変更はできないこと。なお、店舗レイアウトの設計図面については、業務開始前に甲と協議し、同意を得るものとする。

(3) 取扱商品等

売店等として商品を販売する場合は、次の商品を取り扱うものとする。

- ・食料品
- ・いすみ鉄道関連商品
- ・独自に開発した商品
- ・夷隅地域特産品

(4) 現状復帰

運営期間の終了後は現状に復帰すること。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

(5) 円滑な運営、連絡調整

受託者は、スタッフを配置し、運営を円滑にし、緊急時にも対応できるようにすること。また、業務責任者を置き、甲との連絡調整にあたること。

運営に当たり、法令等に基づき資格が必要な場合は、資格を有するスタッフを配置すること。

(6) 営業に関する責任・サービスの向上

営業に関して発生した問題は、受託者が責任をもって対処すること。また、利用者、地域住民等の声を反映して、サービスの向上に努めること。

(7) 環境保全への配慮

廃棄物の削減に努め、弁当・飲料等の容器の回収やリサイクルに努めること。

(8) 官公署への各種申請手続き

飲食等の事業内容に伴い、官公署への手続きが必要な場合は、各種申請手続きを遅滞なく行うこと。

(9) その他

- ① 使用場所は、常に清掃を行い清潔に保つこと。
- ② 衛生管理には十分注意すること。
- ③ 使用場所は禁煙とすること。
- ④ 不明な点、必要な事項については、当社と協議すること。

8 営業権の譲渡、委託の禁止

- (1) 受託者は、当該売店の営業の権利を譲渡し、または転貸してはならない。
- (2) 受託者は、営業の全部を第三者に委託してはならない。

9 その他

- (1) いすみ鉄道関連商品は、甲から購入したものを原則とする。
- (2) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。